



® 平成 29 年 5 月 29 日 (月)

No. 14453 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中間成果物的著作物をめぐる著作権法上の
権利関係(上).....(1)

中間成果物的著作物をめぐる 著作権法上の権利関係(上)

骨董通り法律事務所 弁護士

島根大学大学院法務研究科特任教授 桑野 雄一郎

1 はじめに

著作権法では職務著作の場合(著作権法15条)及び映画の著作物の場合(同法29条)を除き、著作者が著作権を原始取得することを原則としている(同法17条1項)。この規定は一般的に強行規定と解されており、契約等でこれと異なる条項を設けた場合

でも著作権の原始取得については著作権法の規定により決まり、当該条項についてはその解釈の結果承継取得の範囲で効果が認められるにとどまるとされる。

また、このようにして著作権者が定められた著作物を翻案して二次的著作物が創作された場合、著作権者の権利は当該二次的著作物の利用にも及ぶこととされている(28条)。

特許業務法人



和国際特許事務所

Takewa international patent office

～人と技術・技術と社会を結ぶパートナー～

私たちは知的財産権及び技術のプロとして全力でお客様をサポートします～

代表 弁理士 篁 悟

パートナー 弁理士 垣内 順一郎

弁理士 久保山 典子

弁理士 植松 里紗子

パートナー 弁理士 服部 秀一

弁理士 小牧 哲也

弁理士 影井 俊次

顧問 弁理士 高見 和明

パートナー 弁理士 宗像 孝志

弁理士 小田木 美奈子

弁理士 中村 和夫

〒105-0003 東京都港区西新橋3丁目13番3号 ユニゾ西新橋三丁目ビル 2階

TEL:03-5776-2700 FAX:03-5776-2711 Email:take@take-pat.com URL:<http://www.take-pat.com/>

群馬支所 〒370-2213 群馬県甘楽郡甘楽町白倉61番地1

TEL:0120-966-726 facebook:@takepatgunma

このような著作権法の規定については、一般的に創作者にとっての創作過程が終了した段階での、いわば最終的な成果物としての著作物を想定した議論がなされている。しかし、創作されている作品が著作物となるのは、それが「思想又は感情の創作的表現」として認められるに至った段階である。創作過程にある作品がかかる段階に至った場合、当該作品は、たとえそれが創作者にとってまだ創作過程にある未完成の作品であったとしても、著作権法上は著作物となり、著作権が成立することとなる。

もっとも、かかる未完成の作品が、例えば執筆過程の推敲段階にある小説のように、ある特定の創作者による創作過程で創作された、最終的な成果物としての著作物と同一種類の著作物であれば、創作過程で成立した著作権はその後の創作過程を経た最終的な成果物としての著作物に対する著作権に収斂されることになるので、それ自体の著作権について論じる実益、必要性は乏しいといえる。

しかし、未完成の作品が最終的な著作物と著作物の種類を異にする場合や著作者となる創作者が異なる場合には、かかる作品について成立する著作権は、最終的な成果物としての著作物に対する著作権に収斂されるとはいえず、その帰趨を論じる実益、必要性がある場合もあり得ると考えられる。

本稿は、そのような最終的な成果物としての著作物（以下「最終成果物的著作物」という）の創作過程で創作される著作物（以下「中間成果物的著作物」という）について、その著作権の帰趨を論じる実益、必要性がある場合を前提に、中間成果物的著作物に関する権利関係を論じるものである。

2 写真と動画の権利関係

中間成果物的著作物に対する著作権と最終成果物的著作物に対する著作権の乖離が生じる典型的な場合は、写真の創作過程において動画が制作された場合、つまり写真を制作するために動画を撮影し、その動画から切り出した写真を最終成果物とする場合である。もっとも、映画であれ写真であれ、職務著作（著作権法15条）の要件を満たす場合は、当該著作物の創作者の属する法人等が著作者であり、著作

権者となるので（同法29条1項）、以下では職務著作の要件を充足しない場合を前提に論じることとする。

(1) 写真の著作物の著作者・著作権者

冒頭で述べた通り、著作権法は一般的には著作物を創作する者を著作者とし、その著作者が著作権を原始取得するとしている。写真の著作物の著作者について認定した裁判例のうち①SM写真事件（東京地判昭和61年6月20判タ637号209頁）は、「本件写真を撮影するに当たつて、被告の従業員である編集者が、SM写真のテーマの企画、カメラマン、モデル及び縛り師の選定依頼、撮影場所の確保、撮影に必要な小道具類の準備等を行つたこと、撮影現場においては、編集者、原告及び縛り師らが話し合いながら、シチュエーション、縛り方等を決め、縛り師がモデルを縄で縛つたこと、その後、時には編集者又は縛り師がカメラアングル、ライティング等について要望ないし注文を出すこともあつたが、原告自身が構図、カメラアングル、ライティング等を決めたとえ、助手に指示してライティングを行い、モデルに種々の細かい手足のポーズ、顔の向き、表情を指示するなどして（この点は当事者間に争いが無い。）、原告の判断でシャッターチャンスを選択し、原告自らシャッターを押したこと、撮影したフィルムは、カラー写真の場合には専門業者に依頼し、白黒写真の場合には原告自身が現像及び焼付を行い、これら現像済みフィルム又は写真を編集者に手渡していたこと、カメラマンとしての原告に対する報酬等の支払は、他のカメラマンの場合には日当払い又は時間給払いの方法が採られることもあるが、原告の場合には、雑誌に掲載の都度、掲載頁数に応じた金員が「原稿料」として支払われていたことが認められ、他に右認定を左右するに足る証拠はない。右事実殊に構図、カメラアングル、光量、シャッターチャンス原告自らの判断で選択・調整していた事実に鑑みると、本件写真の製作に必要な精神的創作活動は原告が行つたものというべく、本件写真の著作者は原告であり、その著作権は原告に帰属すると認めるのが相当である。」としている（下線は加筆したもの。以下も同様である。）。